

【彦根市】

一般基準	<p>都市および自然美を損なわないように表示し、かつ、面積、色彩、形状、意匠等を周囲の環境および景観に調和させること。</p> <p>原則として表示面の色数を抑えるとともに、高彩度の色彩を複数使用しないこと。</p> <p>景勝地においての眺望景観の妨げとならないよう配慮すること。</p> <p>蛍光および発光を伴う塗料または材料を用いないこと。</p> <p>電光表示板、投影広告物および照明を伴う広告物および掲出物件は、昼夜を問わず過剰な光量、照射範囲などによって、良好な景観または風致を阻害しないこと。</p> <p>電光表示板、投影広告物、回転灯等の発光広告物にあつては、その点滅および表示速度は努めて緩やかにすること。</p> <p>道路標識、信号機、交差点等の付近では、交通安全の妨げにならないようにすること。</p>
------	--

個別基準

		第1種地域	第2種地域	第3種地域	第4種地域	第5種地域	第6種地域
自家用 広告物	総量規制(㎡)	15㎡以下(※1、※2)	15㎡以下(※1、※2)	——	——	——	——
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>色相R・YR・Y系 彩度8以下 その他の色相 彩度6以下</li> <li>ただし、広告物の表示面積の30%以下で着色される部分の色彩については、この限りでない。</li> <li>望見できる表示面以外の支柱等の色彩は全ての色相において彩度4以下。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>色相R・YR・Y系 彩度8以下 その他の色相 彩度6以下</li> <li>ただし、広告物の表示面積の30%以下で着色される部分の色彩については、この限りでない。</li> <li>望見できる表示面以外の支柱等の色彩は全ての色相において彩度4以下。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>色相R・YR・Y系 彩度8以下 その他の色相 彩度6以下</li> <li>ただし、広告物の表示面積の30%以下で着色される部分の色彩については、この限りでない。</li> <li>望見できる表示面以外の支柱等の色彩は全ての色相において彩度4以下。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>色相R・YR・Y系 彩度10以下 その他の色相 彩度8以下</li> <li>ただし、広告物の表示面積の30%以下で着色される部分の色彩については、この限りでない。</li> <li>望見できる表示面以外の支柱等の色彩は全ての色相において彩度4以下。</li> <li>屋上広告物の下地の色に明度3以下の黒色を使用しない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>色相R・YR・Y系 彩度8以下 その他の色相 彩度6以下</li> <li>ただし、広告物の表示面積の30%以下で着色される部分の色彩については、この限りでない。</li> <li>望見できる表示面以外の支柱等の色彩は全ての色相において彩度4以下。</li> <li>屋上広告物の下地の色に明度3以下の黒色を使用しない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>色相R・YR・Y系 彩度10以下 その他の色相 彩度8以下</li> <li>ただし、広告物の表示面積の30%以下で着色される部分の色彩については、この限りでない。</li> <li>望見できる表示面以外の支柱等の色彩は全ての色相において彩度4以下。</li> <li>屋上広告物の下地の色に明度3以下の黒色を使用しない。</li> </ul>
	屋上広告物	<ul style="list-style-type: none"> <li>設置は許可しない。</li> <li>ただし、1階の勾配屋根、軒または庇に設置するもので、表示面の最下部までの高さに対する該当広告物の縦の長さの割合が3分の1以下であり、かつ、縦の長さが90cm以下であること。その他規定に該当するものであること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>設置は許可しない。</li> <li>ただし、1階の勾配屋根、軒または庇に設置するもので、表示面の最下部までの高さに対する該当広告物の縦の長さの割合が3分の1以下であり、かつ、縦の長さが90cm以下であること。その他規定に該当するものであること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>設置は許可しない。</li> <li>ただし、1階の勾配屋根、軒または庇に設置するもので、表示面の最下部までの高さに対する該当広告物の縦の長さの割合が3分の1以下であり、かつ、縦の長さが90cm以下であること。その他規定に該当するものであること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>高さ [住居系用途地域または市街化調整区域] (建築物等の高さ) × 2/3かつ5m以下 [近隣商業地域等] (建築物等の高さ) × 2/3かつ10m以下</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>高さ (建築物等の高さ) × 2/3かつ5m以下</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>高さ [住居系用途地域または市街化調整区域] (建築物等の高さ) × 2/3かつ5m以下 [近隣商業地域等] (建築物等の高さ) × 2/3かつ10m以下</li> </ul>
		<p>&lt;共通基準&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>屋上等の水平投影面をはみ出さないものであること。</li> <li>広告物または掲出物件を支持する支柱等を見えないよう外枠等で覆うものであること。</li> </ul>					

		第1種地域	第2種地域	第3種地域	第4種地域	第5種地域	第6種地域		
自家用 広告物	壁面広告物	<ul style="list-style-type: none"> <li>表示面積 壁面面積の1/5以下</li> <li>【住居系用途地域または市街化調整区域】</li> <li>1個あたり30㎡以下</li> <li>【その他の地域】</li> <li>1個あたり70㎡以下</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>表示面積</li> <li>[住居系用途地域または市街化調整区域]</li> <li>壁面面積の1/3以下</li> <li>[近隣商業地域等]</li> <li>壁面面積の1/2以下</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>表示面積 壁面面積の1/3以下</li> </ul>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;共通基準&gt;</li> <li>壁面内で表示し、または、設置するものであること。ただし、窓面その他の開口部を覆わないこと。</li> <li>窓面その他の開口部の各設置箇所の面積の1/2以下であること。</li> </ul>								
	突出広告物	<ul style="list-style-type: none"> <li>地上から10m以下かつ、取付壁面の高さを越えない</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・上端は、取付壁面の高さを越えないものであること。</li> <li>突出幅は、取付壁面から1.5m以下、かつ、道路上に突き出す場合には、道路上への突出幅は1m以下。</li> <li>・下端の高さ [歩道上] 地上から2.7m以上 [車道上] 地上から4.7m以上</li> </ul>				
	野立広告物	<ul style="list-style-type: none"> <li>高さ 地上から4.5m以下</li> <li>幅 3m以下</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>高さ 地上から10m以下</li> <li>幅 4.5m以下</li> <li>(特定用途地域は除く)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>高さ 地上から10m以下</li> <li>高さ4.5mを超える物は幅4.5m以下</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>[住居系用途地域または市街化調整区域]</li> <li>高さ 地上から10m以下</li> <li>[その他の地域]</li> <li>高さ 地上から20m以下</li> <li>高さ4.5mを超える物は幅6m以下</li> <li>高さ10mを超える物は道路から2m以上後退すること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>高さ 地上から10m以下</li> <li>高さ4.5mを超える物は幅6m以下</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>[住居系用途地域または市街化調整区域]</li> <li>高さ 地上から10m以下</li> <li>[近隣商業地域等]</li> <li>高さ 地上から20m以下</li> <li>高さ4.5mを超える物は幅6m以下</li> <li>高さ10mを超える物は道路から2m以上後退すること</li> </ul>		
	立看板、広告旗その他立看板の類	<ul style="list-style-type: none"> <li>表示面積 片面1.2㎡以下(総面積2.4㎡以下)</li> <li>高さ 地上から3m以下</li> <li>設置個数 敷地の道路に接する辺の延長を5で除した数値以下</li> <li>道路の路肩から5メートル以内の場所に掲出するものにあつては、相互間の距離は、5m以上</li> </ul>							
	貼り紙(つり下げものを含む。)および貼り札	<ul style="list-style-type: none"> <li>同一壁面に同種のものを連続して表示するものでないこと</li> </ul>							
	電光表示板	<ul style="list-style-type: none"> <li>設置は許可しない。</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>表示面積 片面3㎡以下(総面積6㎡以下)</li> <li>高さ 地上から4.5m以下</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>表示面積 片面5㎡以下(総面積10㎡以下)</li> <li>高さ 地上から10m以下</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>表示面積 片面3㎡以下(総面積6㎡以下)</li> <li>高さ 地上から10m以下</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>表示面積 片面5㎡以下(総面積10㎡以下)</li> <li>高さ 地上から10m以下</li> </ul>	
	可変式照明付き広告物	<ul style="list-style-type: none"> <li>設置を許可しない。</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>強い光を放つものではなく、かつ、表示速度が速いものでないこと。</li> <li>屋上または高い位置に設置するものでないこと。</li> </ul>				
	投影広告物	<ul style="list-style-type: none"> <li>設置を許可しない。</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>景観、周辺環境および道路交通等の安全に配慮し、支障を及ぼさないものであること。</li> <li>道路等を挟んで表示する場合等においては、信号機もしくは道路標識等の効用を阻害し、または車両運転者を幻惑させるおそれがないこと</li> <li>屋上広告物として表示するものでないこと</li> <li>過剰な光量および照射範囲でなく、かつ、表示速度が努めて緩やかであること</li> <li>表示面積は、表示箇所の面積基準に準じること</li> </ul>				
	非自家用 広告物	色彩	——	——	——	——	<ul style="list-style-type: none"> <li>色相R・YR・Y系 彩度8以下</li> <li>その他の色相 彩度6以下</li> <li>ただし、広告物の表示面積の30%以下で着色される部分の色彩については、この限りでない。</li> <li>望見できる表示面以外の支柱等の色彩は全ての色相において彩度4以下。</li> <li>屋上広告物の下地の色に明度3以下の黒色を使用しない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>色相R・YR・Y系 彩度10以下</li> <li>その他の色相 彩度8以下</li> <li>ただし、広告物の表示面積の30%以下で着色される部分の色彩については、この限りでない。</li> <li>望見できる表示面以外の支柱等の色彩は全ての色相において彩度4以下。</li> <li>屋上広告物の下地の色に明度3以下の黒色を使用しない。</li> </ul>	

	第1種地域	第2種地域	第3種地域	第4種地域	第5種地域	第6種地域
非 自 家 用 廣 告 物	屋上広告物	・設置は許可しない。	・設置は許可しない。	・設置は許可しない。	・設置は許可しない。	・高さ (建築物等の高さ) ×1/2かつ5m以下  <共通基準> ・屋上等の水平投影面をはみ出さないものであること。 ・広告物または掲出物件を支持する支柱等を見えないよう外枠等で覆うものであること。
	壁面広告物	・設置は許可しない。	・設置は許可しない。	・設置は許可しない。	・設置は許可しない。	・表示面積 壁面面積の1/3以下  <共通基準> ・壁面内で表示し、または設置するものであること。 ただし、窓面その他の開口部を覆わないこと。 ・窓面その他の開口部の各設置箇所の面積の1/2以下であること。 ・1個あたり10㎡以下
	突出広告物	・設置は許可しない。	・設置は許可しない。	・設置は許可しない。	・設置は許可しない。	・突出幅は、取付壁面から1.5m以下、かつ、道路上に突き出す場合には、道路上への突出幅は1m以下 ・下端の高さ [歩道上] 地上から2.7m以上 [車道上] 地上から4.7m以上
	野立広告物	・設置は許可しない。	・設置は許可しない。	・設置は許可しない。	・設置は許可しない。	・野立広告板 高さ 地上から4.5m以下 表示面積 片面10㎡以下 総面積20㎡以下 ・野立広告塔 高さ 地上から10m以下 表示面積 総面積20㎡以下かつ1面の幅2m以下 ・同一の表示者が掲出する場合の相互間の距離は100m以上離すこと。
	立看板、広告旗その他立看板の類	・設置は許可しない。	・設置は許可しない。	・設置は許可しない。	・設置は許可しない。	・設置は許可しない。
	貼り紙(つり下げのものを含む。)および貼り札	・設置は許可しない。	・設置は許可しない。	・設置は許可しない。	・設置は許可しない。	・設置は許可しない。
	電光表示板	・設置は許可しない。	・設置は許可しない。	・設置は許可しない。	・設置は許可しない。	・設置は許可しない。
	可変式照明付き広告物	・設置は許可しない。	・設置は許可しない。	・設置は許可しない。	・設置は許可しない。	・設置は許可しない。
投影広告物	・設置は許可しない。	・設置は許可しない。	・設置は許可しない。	・設置は許可しない。	・設置は許可しない。	

	第1種地域	第2種地域	第3種地域	第4種地域	第5種地域	第6種地域
道標、案内図板の類	・表示面積 片面3㎡以下(総面積6㎡以下) (複数の者が共同で表示する場合、片面5㎡以下) ・高さ 地上から4.5m以下 ・同一の表示者が表示し設置するものにあつては、相互間の距離は500m以上であること。 ・表示面の色彩 色相 R・Y R・Y系 彩度8以下 その他の色相 彩度6以下 ただし、広告物の表示面積の30%以下で着色される部分の色彩についてはこの限りでない。	・表示面積 片面3㎡以下 (総面積6㎡以下) (複数の者が共同で設置する場合、片面5㎡以下) ・高さ 地上から4.5m以下 ・同一の表示者が表示し設置するものにあつては、相互間の距離は100m以上であること。 ・表示面の色彩 色相 R・Y R・Y系 彩度8以下 その他の色相 彩度6以下 ただし、広告物の表示面積の30%以下で着色される部分の色彩については、この限りでない。	・表示面積 片面5㎡以下 (総面積10㎡以下) (10人以上で共同で表示する場合、片面30㎡以下) ・高さ 地上から4.5m以下 ・同一の表示者が表示し設置するものにあつては、相互間の距離は100m以上であること。 ・表示面の色彩 色相 R・Y R・Y系 彩度10以下 その他の色相 彩度8以下 ただし、広告物の表示面積の30%以下で着色される部分の色彩については、この限りでない。 ・一の国道と他の国道が平面交差する地点から30m以内の区域には、設置は許可しない。			
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・望見できる表示面以外の支柱等の色彩は、全ての色相において彩度4以下</li> <li>・電光表示板、可変式照明付き広告物および投影広告は、設置を許可しない。</li> <li>・地図または地名、路線名、矢印や方角、店舗までの距離、敷地出入口の場所などを示す案内の内容を表示面積の40%以上占めること。</li> <li>・案内図板に表示する事業所等が市内または市域界から10km以内に所在するものであること。(一時的な広告募集表示を除く。)</li> </ul>					

	第1種地域	第2種地域	第3種地域	第4種地域	第5種地域	第6種地域
電柱の類を利用する 広告物	・設置は許可しない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同一表示者が表示し、または設置するものにあつては、相互間の距離は、500m以上</li> <li>・色彩 色相R・YR・Y系 彩度8以下 その他の色相 彩度6以下</li> </ul> ただし、広告物の表示面積の30%以下で着色される部分の色彩については、この限りでない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電柱に設置するものにあつては、相互間の距離は、道路1側につき20m以上</li> <li>・色彩 色相R・YR・Y系 彩度8以下 その他の色相 彩度6以下</li> </ul> ただし、広告物の表示面積の30%以下で着色される部分の色彩については、この限りでない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電柱に設置するものにあつては、相互間の距離は、道路1側につき20m以上</li> <li>・色彩 色相R・YR・Y系 彩度10以下 その他の色相 彩度8以下</li> </ul> ただし、広告物の表示面積の30%以下で着色される部分の色彩については、この限りでない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電柱に設置するものにあつては、相互間の距離は、道路1側につき20m以上</li> <li>・色彩 色相R・YR・Y系 彩度8以下 その他の色相 彩度6以下</li> </ul> ただし、広告物の表示面積の30%以下で着色される部分の色彩については、この限りでない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電柱に設置するものにあつては、相互間の距離は、道路1側につき20m以上</li> <li>・色彩 色相R・YR・Y系 彩度10以下 その他の色相 彩度8以下</li> </ul> ただし、広告物の表示面積の30%以下で着色される部分の色彩については、この限りでない。
	<共通基準> <ul style="list-style-type: none"> <li>・巻付け広告物 下端の高さ 地上から1.9m以上 長さ 1.5m以下</li> <li>・袖付け広告物 下端の高さ [歩道上] 地上から2.7m以上 [車道上] 地上から4.7m以上 長さ 1.1m以下 突き出し幅 0.9m以下 ただし、表示面積は0.88㎡以下</li> <li>・電光表示板および可変式照明付き広告物の設置は、許可しない。</li> <li>・原則として歩道または民地側へ向けて設置するものであること。</li> <li>・広告物の個数は、1柱につき巻き付けにする広告物1巻きと袖付けにする広告物1個以内であること。</li> </ul>					
※1 敷地面積が基準面積（1,500㎡）以上の施設にあつては、総量規制に次の緩和措置を設ける。 $\sum a \leq 15 (m^2) \times A / 1,500 (m^2)$ （a：各広告物の面積 A：敷地面積） ただし、1,500㎡未満の場合は1,500㎡で算定する。						
※2 特定用途地域（第1種・第2種低層住居専用地域を除く）が指定されている場合は、この規定は適用されない。						
※3 住居系用途地域：都市計画法による、第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種住居地域、準住居地域を示します。 近隣商業地域等：都市計画法による、商業地域、近隣商業地域、工業地域、準工業地域、工業専用地域を示します。						